諮問庁：法務大臣
諮問日：平成１９年８月２４日（平成１９年（行情）諮問第４０３号）
答申日：平成２０年７月２９日（平成２０年度（行情）答申第１７２号）
事件名：「東京拘置所新営（通信設備）工事　防犯システム取扱説明書」の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

東京拘置所の「防犯システム（非常電鈴）取扱説明書」（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は，不開示とすることが妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し，東京矯正管区長（以下「処分庁」という。）が平成１９年５月３１日付け東管総発第１７９６号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるものである。

２　審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によれば，おおむね以下のとおりである。

（１）審査請求書の記載

ア　法務大臣官房営繕課監修「矯正施設用電気設備工事標準図平成７年版」，同「矯正施設用電気設備工事標準図平成１３年版」，建設大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事共通仕様書平成９年版」及び同「電気設備工事標準図平成９年版」（以下「標準図等」という。）において開示されている部分は，開示すべきである。

イ　本件対象文書の不開示部分を，以下の別件開示文書と比較対照されたい。

①　福岡拘置所殿向け総合警備システムタッチパネル取扱説明書（平成１７年９月３０日付け福管総発第３０３号開示決定）

② 福岡拘置所殿向け巡警・巡回システム取扱説明書（平成１７年９月３０日付け福管総発第３０３号開示決定）

③ 福岡拘置所総合警備システム・夜間巡回表示装置仕様書（平成１８年度（行情）答申第１８０号）

④ 小倉拘置支所総合警備システムタッチパネル取扱説明書（平成１９年度（行情）答申第１５８号）

⑤ 福岡刑務所タッチパネル操作機取扱説明書（平成１９年度（行情）答申第１５８号）

⑥ 福岡刑務所総合警備システム仕様書（平成１９年度（行情）答申第３０３号）

⑦ 小倉拘置支所総合警備システム及び夜間巡回表示装置仕様書（平成１９年度（行情）答申第３０４号）

⑧ 福岡刑務所総合警備システム更新整備完成図書（平成１９年度（行情）答申第４６９号）

⑨ 福岡拘置所収容棟等新営（電気設備）工事特記仕様書（平成１９年度（行情）答申第１２１号）

⑩ 福岡拘置所収容棟等新営（電気設備）工事電気設備機材等指定表・工事区分表（平成１９年度（行情）答申第１２１号）

⑪ 福岡拘置所収容棟等新営（電気設備）工事Ｅ棟幹線・弱電設備系統図（平成１９年度（行情）答申第１２１号）

⑫ 福岡拘置所収容棟等新営（電気設備）工事Ｅ棟分電盤結線図（平成１９年度（行情）答申第１２１号）

⑬ 福岡拘置所収容棟等新営（機械設備）工事特記仕様書（平成１９年度（行情）答申第１２１号）

⑭ 平成１０年７月８日付け福岡拘置所長指示第３５号「総合警備システムの運用について」（平成１５年９月２５日付け福管総発第３１９号開示決定）

⑮ 平成８年５月１１日付け福岡拘置所長達示第２７号「拘置所における規律の維持等に関する刑務官職務規程実施細則」（平成１４年５月２４日付け福管総発第１７６号開示決定）

ウ 非常電鈴設備に係る警備機器の設置台数，機能，操作手順等は，東京拘置所の物品管理簿・物品出納簿等からも特定でき，いかなる機器，物品等があるのかを確認できる。

エ 非常電鈴設備については，メーカーに問い合わせるなどすれば，各

機器やその機能等も紹介･説明されるし，当該メーカーを含む各セキュリティ関連企業のホームページでも広く公にされている。さらに，電気・機械関係，セキュリティ関係の図書・新聞やインターネットを検索すれば，非常電鈴設備，各機器等の写真，図面等が紹介されている。

オ　原処分は違法で，取り消されるべきであり，開示決定を求める。

（２）意見書の記載

ア　審査請求人に開示された文書は，ほとんど黒塗りされたものばかりであり，当該機器等が一般に市販されているものであることを考えると，諮問庁の理由説明には納得できない。

イ　美祢（みね）社会復帰促進センター等では最新の保安・警備機器等の情報を公にしていながら，同じ刑事施設で旧式の保安・警備機器等の情報は公にできないというのは，し意的で不合理な理由である。

特に，平成１８年５月２４日から「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」が施行され，旧監獄法施行時期より開けた処遇が行われることが定められている。多くの被収容者の面会に職員の立会がなくなっており，諮問庁が説明するような当該機器等の機能を阻害することを目ろむ者がいれば，その面会を通じて外部の者に依頼することも容易なのである。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　理由説明書の記載

（１）本件開示請求は，「東京拘置所（通信設備）工事　防犯システム（非常電鈴）取扱説明書（Ａ４判２６０枚）」を求めるものであり，処分庁は，平成１８年１２月１日付け東管総発第４２７１号により，法１１条の規定に基づき開示決定等の期限の特例延長を行った上で，同月２６日付け東管総発第４５７１号開示決定通知書をもって，当該取扱説明書のうち３４枚目及び３５枚目について開示決定を行い，更に，平成１９年５月３１日付け東管総発第１７９６号開示決定通知書をもって，開示決定済みの３４枚目及び３５枚目を除くその余の部分について一部開示決定を行った。本件審査請求は，後者の一部開示決定について，不開示とされた部分の開示を求めるものである。

（２）東京拘置所は，平成１５年に新庁舎が増築されており，本件対象文書は，当該増築工事の完了に伴い，同拘置所が施工業者から取得したものであり，同拘置所の非常電鈴設備を含めた防犯システムに係る総合的・全体的な取扱説明書である。その内容は，大別すると，以下の各部分か

ら構成されている。

ア　表紙及び目次

イ　「Ａ．安全にお使いいただくために」

ウ　「Ｂ．システム構成」

エ　「Ｃ．各部の名称と機能概要」

①　「Ｐ／Ｒ変換盤・ＣＲＴ監視盤・プリンタ　電光表示盤」

②　「Ⅰ．非常電鈴盤／救命電鈴盤」

③　「Ⅱ．防犯ＣＲＴ」

④　「Ⅲ．音声警報装置」

⑤　「Ⅳ．電光表示盤」

（３）以下，各部分の不開示情報該当性について説明する。

ア　表紙及び目次

表紙中，施工業者の社員の印影が不開示とされており，当該印影は，法５条１号に規定されている個人識別情報であり，同号ただし書イ，ロ，ハのいずれにも該当しない。

イ　Ａ．安全にお使いいただくために

不開示部分はない。

ウ　Ｂ．システム構成

システム構成は，防犯システムの各端末等の配線接続状況や相互関係を示したものであり，このうち，具体的な接続状況を示す図が不開示とされている。

不開示とされた図に記載された情報を開示した場合，例えば，防犯システムを構成する機器や端末を破壊することによる機能の阻害が容易になり，配線の切断・損傷等を企図することも容易になることから，当該情報は法５条４号及び６号に該当する。

エ　Ｃ．各部の名称と機能概要

①　「Ｐ／Ｒ変換盤・ＣＲＴ監視盤・プリンタ・電光表示盤」

Ｐ／Ｒ変換盤とは，非常電鈴装置の押しボタンを押した際のアナログ信号をデジタル信号に変換するための装置であり，変換されたデジタル信号は，非常電鈴受信盤や電光表示盤，音声警報装置等に送信される。

ＣＲＴ監視盤とは，警報の発報状況をブラウン管のモニター上に図示する装置である。

プリンタは，警報の発報箇所を自動的に印刷するために設置され

ており，電光表示盤とは，警報の発報箇所を電光文字により表示する装置であり，処遇事務室や待機室等の必要箇所に設置されているものである。

当該部分のうち，各機器の外観，名称及び機能に関する情報が不開示とされており，これを開示した場合，当該機器の具体的な役割や機能が明らかとなり，当該機器を破壊することにより機能の阻害が容易になり，それによるシステム自体の正常な動作が妨げられるおそれも否定できないことから，当該情報は法５条４号及び６号に該当する。

② Ｉ．非常電鈴盤／救命電鈴盤

非常電鈴盤とは，非常電鈴設備の押しボタンが押された場所を示す受信盤である。東京拘置所等，一部の施設には，緊急の救命措置を要する場合に備え，通常の非常電鈴とは別に救命電鈴装置が設けられており，同装置が発報した場合，一定の職員が救急設備を携行して現場に急行するものであり，救命電鈴盤とは，救命電鈴装置が発報した場所を示す受信盤である。

当該部分は，東京拘置所の各箇所に設置された非常電鈴等の受信盤又は副受信盤に係る取扱説明書から構成されている。このうち不開示とされている部分には，非常電鈴受信盤等の操作等に関する「警告」や「注意」に関する記載，当該設備の具体的な操作方法及び設備の状態に関する記載，非常電鈴受信盤等が設置されている場所に関する記載等がみられる。

刑事施設に設置されている警備機器は，施設の保安・警備のかなめであり，その取扱説明書に記載されている具体的な事項は，施設の職員等のごく一部の関係者以外にみだりに知らしめる性質のものではない。取り分け，こうした内容が施設の被収容者に知られることになった場合，当該機器の機能を阻害したり，これを悪用して施設の保安・警備に重大な危機が生じるおそれが否定できないことから，基本的に，その内容のほとんどの部分は不開示とすべきである。

「警告」等に関する記載を開示した場合，当該設備の機能が阻害されたり，当該設備が故障する条件が明らかになり，具体的な操作方法等についても，これを開示してしまうと，それを利用して当該設備の正常な機能を阻害することが容易になる。

不開示部分に記載された情報は法５条４号に該当する。

③　Ⅱ．防犯ＣＲＴ

防犯ＣＲＴとは，ブラウン管を利用して防犯システムの総合監視を行う装置であり，電光表示盤や非常電鈴，音声警報装置等と一体となった総合監視システムの中核をなすものである。

不開示とされている部分には，当該装置に関する「警告」や「注意」に関する記載，当該装置の具体的な操作方法及び装置の状態について説明した記載等が認められるところ，これらについても，上記と同様の理由により不開示情報に該当する。

④　Ⅲ．音声警報

音声警報装置は，総合監視システムの一角を担う装置であり，警報の発報に連動して，あらかじめ設定された音声により発報状況を知らせる装置である。不開示とされている部分には，当該装置の概要，システム構成，具体的な操作方法，装置の状態，仕様に関する記載があり，これらについても，上記と同様の理由により不開示情報に該当する。

⑤　Ⅳ．電光表示

電光表示装置は，上記のとおり警報の発報箇所を電光文字により表示する装置であるが，これについても，上記と同様の理由により不開示情報に該当する。

2　補充理由説明書の記載

別紙に掲げた部分については，非常電鈴設備の具体的な機能等を記載した部分ではなく，当該設備の一般的な注意事項に過ぎず，不開示とする理由がないことから，開示することとする。

他方，各Ａ－３ページの７行目に記載された情報については，当該設備の一般的な注意事項にすぎず，開示すべきと考える余地もあるが，当該情報は，当該設備の緊急時の操作に支障が生ずる原因にかかわるものであり，これを開示すると，当該設備の機能阻害が容易になることから，法５条４号に該当する。

第４　調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

①　平成１９年８月２４日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年１０月１日　　審査請求人から意見書及び資料を収受
④　同年１１月８日　　本件対象文書の見分及び審議

⑤　平成２０年７月７日　　諮問庁から補充理由説明書を収受
⑥　同月１７日　　審議
⑦　同月２５日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件対象文書について

当審査会において見分したところ，本件対象文書は，東京拘置所が施工業者から取得した，同拘置所の非常電鈴設備を含む防犯システムの取扱説明書である。

原処分においては，施工業者の社員の印影が法５条１号に該当するとして，防犯システムのシステム構成及び接続状況，防犯システム構成機器の概要，外観，名称，機能，仕様，操作方法，警告事項及び注意事項，非常電鈴受信盤の設置場所等が，法５条４号及び６号に該当するとして，不開示とされている。

審査請求人は，原処分の取消しを求めると主張し，上記第２の２記載のとおり不服の理由を述べている。

審査請求人は，不開示部分すべての開示を求めているところ，諮問庁は，別紙に掲げる部分については開示するが，その余の部分は，法５条１号，４号及び６号に該当するとしてなお不開示とすべきとしているので，以下，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分（以下「本件部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

２　不開示情報該当性について

（１）施工業者である民間会社の社員の印影について

本件対象文書の表紙において，施工業者である民間会社の社員の印影が不開示とされている。

当該社員の印影については，個人の氏名が記されていることから，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものと認められる。また，当該会社の社員の氏名に公表慣行をうかがわせる事情はなく，印影についても，その押なつ状況等に照らし，印影それ自体に公表慣行があるとは認められないから，法５条１号ただし書イに該当しない。その他同号ただし書ロ及びハに該当するとする事情も存しないことから，当該社員の印影は，同号の不開示情報に該当すると認められる。

（２）非常電鈴設備の設備情報について

本件対象文書において，防犯システムのシステム構成及び接続状況，防犯システム構成機器の概要，外観，名称，機能，仕様，操作方法，警告事項及び注意事項，非常電鈴受信盤の設置場所等が不開示とされている。

本件対象文書において，本件部分につき，諮問庁は，これらを開示す

ると，逃走その他の異常事態をじゃっ起させるおそれがあると説明しているので，以下，本件部分の不開示情報該当性を検討する。

ア　東京拘置所は，他の刑事施設と同様に，適正かつ迅速な裁判の実現及び刑の適正な執行のため，被収容者を拘禁し，必要な処遇を行うこと等をその業務としている。このような刑事施設の業務の性格から，一般に刑事施設においては，被収容者の逃走の危険性が常に存在し，また，刑事施設を攻撃し，被収容者の身柄の奪取又は逃走の援助を企図する者が時として存在し得ることも否定できないものと認められる。そして，このような事態の発生は，社会に極めて大きな不安と動揺をじゃっ起するのみならず，公訴の維持及び刑の執行に重大な影響を及ぼすおそれがあるものと認められる。

イ　本件部分には，防犯システムのシステム構成及び接続状況，防犯システム構成機器の概要，外観，名称，機能，仕様，操作方法，警告事項及び注意事項，非常電鈴受信盤の設置場所等に関する情報が記載されており，これらを開示した場合には，当該システムの正常な動作への妨害，当該システムの破壊が可能な手順，方法等を推測させるおそれがあることは否定できないものと考えられる。

ウ　法５条４号は，特に，「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」ことを不開示情報の一つの要件として規定している。その趣旨は，当該情報の性質上，開示・不開示の判断に，刑の執行等に関する将来の予測をも前提とした専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから，同号に規定する不開示情報に該当するかどうかについての行政機関の長の判断を尊重し，その判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであるか否かという観点から審理するのが適当であるとされたものである。そして，上記ア及びイで述べた事情によれば，諮問庁が本件部分を公にすることにより刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとする判断は不合理なものとは言えず，本件部分は，法５条４号に規定する相当の理由がある情報に該当するものと認められる。

エ　なお，諮問庁は，法５条６号にも該当するとしているが，上記ウのとおり，本件部分は同条４号に該当すると認められるため，同条６号については判断するまでもない。

３　審査請求人の主張について

審査請求人は，以下の主張をしている。

標準図等に記載されている情報及び審査請求人が過去に開示の実施を受けた文書に記載されている情報と同じ情報は開示すべきであり，メーカーのホームページ，図書及び新聞では，写真，図面等が紹介されている。

また，美祢社会復帰促進センターでは，保安・警備機器の情報を公開している。

これらについて検討すると，まず，標準図等に記載されている情報とは，刑事施設における電気設備工事の一般的な基準を示したものであるから，実際に東京拘置所に設置されている具体的な防犯システムについての情報と同列に論じることはできない。

次に，審査請求人が過去に開示の実施を受けた文書に記載されている情報とは，福岡刑務所，福岡拘置所及び小倉拘置支所の防犯システムについての情報であって，当該開示決定等における処分庁は，本件における処分庁とは異なるから，本件部分に記載されている東京拘置所の防犯システムについての情報を公にすべきと言うことはできない。

さらに，メーカーのホームページ，図書及び新聞についても，これらは一般的な警備機器に関する情報であるから，本件部分に記載されている東京拘置所の防犯システムについての情報を公にすべきとする根拠とはならない。

また，諮問庁から資料の提示を受け，確認したところ，美祢社会復帰促進センターの公表資料には，本件部分のような防犯システムに関する情報は記載されていないことが認められる。

よって，審査請求人の主張を採用することはできない。

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法５条１号，４号及び６号に該当するとして不開示とした決定については，諮問庁が同条１号，４号及び６号に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は，同条１号及び４号に該当すると認められるので，同条６号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当であると判断した。

（第１部会）

委員　大喜多啓光，委員　村上裕章，委員　吉岡睦子

別紙　　開示する部分

開示する部分
取扱説明書（非常電鈴受信盤４０１Ｌ）のうち，以下の部分
Ａ２ページ６行目から９行目まで Ａ３ページ２行目から３行目まで Ｈ２ページ２行目から３行目まで Ｈ２ページ１５行目から１６行目まで Ｈ１２ページ１１行目から１４行目まで Ｈ１３ページ１９行目から２２行目まで Ｔ１ページ３行目から８行目まで Ａ２ページ６行目から９行目まで Ａ３ページ２行目から３行目まで Ｈ２ページ２行目から３行目まで Ｈ２ページ１５行目から１６行目まで Ｈ１０ページ１１行目から１４行目まで Ｈ１１ページ１９行目から２２行目まで Ｔ１ページ３行目から８行目まで
取扱説明書（非常電鈴受信盤１３Ｌ）のうち，以下の部分
Ａ２ページ６行目から９行目まで Ａ３ページ２行目から３行目まで Ｈ２ページ２行目から３行目まで Ｈ２ページ１５行目から１６行目まで Ｈ１０ページ９行目から１２行目まで Ｈ１１ページ１９行目から２２行目まで Ｔ１ページ３行目から８行目まで

取扱説明書（非常電鈴受信盤７Ｌ）のうち，以下の部分
Ａ２ページ６行目から９行目まで Ａ３ページ２行目から３行目まで Ａ３ページ１０行目から１１行目まで Ｈ２ページ２行目から３行目まで Ｈ２ページ１５行目から１６行目まで Ｈ１０ページ９行目から１２行目まで Ｈ１１ページ１９行目から２２行目まで Ｔ１ページ３行目から８行目まで
取扱説明書（非常電鈴副受信盤１１６Ｌ）のうち，以下の部分
Ａ２ページ６行目から９行目まで Ａ３ページ２行目から３行目まで Ｈ２ページ２行目から３行目まで Ｈ２ページ１５行目から１６行目まで Ｈ７ページ９行目から１２行目まで Ｔ１ページ３行目から８行目まで
取扱説明書（非常電鈴副受信盤７１Ｌ）のうち，以下の部分
Ａ２ページ６行目から９行目まで Ａ３ページ２行目から３行目まで Ｈ２ページ２行目から３行目まで Ｈ２ページ１５行目から１６行目まで Ｈ７ページ９行目から１２行目まで Ｔ１ページ３行目から８行目まで
取扱説明書（非常電鈴副受信盤８３Ｌ）のうち，以下の部分
Ａ２ページ６行目から９行目まで Ａ３ページ２行目から３行目まで Ｈ２ページ２行目から３行目まで Ｈ２ページ１５行目から１６行目まで Ｈ７ページ９行目から１２行目まで Ｔ１ページ３行目から８行目まで

取扱説明書（非常電鈴副受信盤８１Ｌ）のうち，以下の部分
Ａ２ページ６行目から９行目まで Ａ３ページ２行目から３行目まで Ｈ２ページ２行目から３行目まで Ｈ２ページ１５行目から１６行目まで Ｈ７ページ９行目から１２行目まで Ｔ１ページ３行目から８行目まで
取扱説明書（非常電鈴副受信盤３０Ｌ）のうち，以下の部分
Ａ２ページ６行目から９行目まで Ａ３ページ２行目から３行目まで Ｈ２ページ２行目から３行目まで Ｈ２ページ１５行目から１６行目まで Ｈ７ページ８行目から１１行目まで Ｔ１ページ３行目から８行目まで
取扱説明書（非常電鈴副受信盤６０Ｌ）のうち，以下の部分
Ａ２ページ６行目から９行目まで Ａ３ページ２行目から３行目まで Ｈ２ページ２行目から３行目まで Ｈ２ページ１５行目から１６行目まで Ｈ７ページ８行目から１１行目まで Ｔ１ページ３行目から８行目まで
取扱説明書（非常電鈴副受信盤１１９Ｌ）のうち，以下の部分
Ａ２ページ６行目から９行目まで Ａ３ページ２行目から３行目まで Ｈ２ページ２行目から３行目まで Ｈ２ページ１５行目から１６行目まで Ｈ７ページ９行目から１２行目まで Ｔ１ページ３行目から８行目まで

取扱説明書（非常電鈴副受信盤５０Ｌ）のうち，以下の部分
Ａ２ページ６行目から９行目まで Ａ３ページ２行目から３行目まで Ｈ２ページ２行目から３行目まで Ｈ２ページ１５行目から１６行目まで Ｈ７ページ９行目から１２行目まで Ｔ１ページ３行目から８行目まで
取扱説明書（ＣＲＴ）のうち，以下の部分
２ページ３行目から１５行目まで ３１ページ３行目から５行目まで